

セカンドオピニオン

株式会社デンソーのサステナビリティボンド・フレームワークのサステナビリティについて

ヴィジオアイリスは、株式会社デンソーのフレームワークが、グリーンボンド原則の自主的ガイドライン(2021年版)、ソーシャルボンド原則の自主的ガイドライン(2021年版)及びサステナビリティボンド・ガイドライン(2021年版)の4つの核となる構成要素に適合したものであるとの意見を表明します。



フレームワーク

サステナビリティへの貢献度合い

劣る 限定的 良好 先進的



- 先進的
- 限定的
- 良好
- 劣る

期待されるインパクト

ESGリスクマネジメント

SDGs マッピング



フレームワークの主な特徴

| | |
|-----------------------|--|
| グリーン・ソーシャルプロジェクトカテゴリー | ⇒ 先進安全・自動運転 ⇒ クリーン輸送 ⇒ 再生可能エネルギー |
| プロジェクトのロケーション | 日本 |
| フレームワーク | あり |
| リファイナンス比率 | 0% |
| ルックバック期間 | なし |

発行体

発行体は、以下の17の論争の対象となる活動のいずれにも関与していません(ヴィジオアイリスの独自の評価手法に基づく)

論争の対象となる活動

- アルコール
- 動物愛護
- 大麻
- 軍需製品
- ギャンブル
- 市民向け銃器
- 化石燃料
- 懸念のある化学物質
- タールサンド及びオイルシェール
- 遺伝子組み換え
- 高利子での貸付
- ヒト胚性幹細胞
- タバコ
- 原子力
- ポルノ
- 再生医療

ESGに関連する論争

| | |
|------|-----------|
| 論争の数 | 7件 |
| 頻度 | 時々 |
| 深刻度 | 高度 |
| 反応度 | 一定水準の対応あり |

一貫性

一貫性あり

一部一貫している

一貫性がない

ヴィジオアイリスは株式会社デンソーのサステナビリティボンド・フレームワークが、同社の持続可能性に関する戦略的な優先事項やセクターが持続可能性の観点から抱える課題と密接に関係し、同社のサステナビリティについてのコミットメントの達成に貢献するものであるとの意見を表明します。

主な結果

ヴィジオアイリスは、株式会社デンソーのフレームワークが、グリーンボンド原則(GBP)及びソーシャルボンド原則(SBP)の4つの核となる構成要素に適合したものであるとの意見を表明します。

資金使途- GBP 及び SBP に適合

- 適格カテゴリーは明確に定義されています。発行体はすべての適格プロジェクトの支出の性質、適格クライテリア、ロケーション、そして関連する場合にはターゲット層について説明しています。
- 環境および社会的目標は明確に定義されており、適格カテゴリーごとに全て関連性があり、国際基準等で規定されたサステナビリティ目標と整合性があります。
- 期待される便益は明確であり、これらは適格なカテゴリーごとに全て関連性があり測定可能であると考えられます。発行体は、再生可能エネルギーのカテゴリーについてはその便益についてレポーティングを行います。先進安全・自動運転とクリーン輸送のカテゴリーについては、BtoB という事業活動の性質上、関連する売上高についてのみ報告を行います。これらのカテゴリーの便益を定量化することが今後の検討課題です。
- 発行体はリファイナンスを行わないことを明確にしています。

プロジェクトの評価と選定のプロセス- GBP 及び SBP に適合

- プロジェクトの評価と選定のプロセスは、発行体によって明確に規定されており、適切に構造化されています。役割と責任は明確に定義されており、そのプロセスはフレームワークの中で開示されています。
- プロジェクト選定のための適格クライテリアは、すべての適格カテゴリーについて発行体により明確に定義されています。
- プロジェクトに関連する潜在的に重要な環境及び社会面のリスクを特定し、管理するために適用されるプロセスは、セカンドオピニオンの中で公開されており、すべてのプロジェクトについて良好であると考えられます。このプロセスは、モニタリング・特定・是正措置を組み合わせたものです(17-19 ページを参照)。

調達資金の管理- GBP 及び SBP に適合

- 調達資金の充当と管理のプロセスは明確に定義されており、フレームワークを通して発行体のウェブサイトで公開されます。
- 本債券の調達資金の充当期間は最長 24 ヶ月です。
- 本債券の手取金は、専用口座にて管理され、所定の内部プロセスによって追跡されます。
- 未充当資金については、一時的な管理方法に関する情報も公開されます。
- 当債券の償還までの間、充当状況を追跡される手取金の残高は、適格プロジェクトに充当された資金と同額となるように定期的に調整されます。
- 適格プロジェクトが中止や延期、不適格となった場合には、調達資金は本フレームワークに則り、24 ヶ月以内に別の適格プロジェクトに充当されます。

レポーティング- GBP 及び SBP に適合

- 発行体は、資金使途について調達資金の充当が完了するまで毎年報告することにコミットしており、また重要な事象が発生した場合にも適時に報告を行います。この報告書は償還まで公開されます。報告書は、調達資金の充当状況に関連する必要な情報をカバーしています。
- 発行体は、再生可能エネルギーのカテゴリーについてはその便益を報告しますが、BtoB という事業活動の特性から、先進安全・自動運転とクリーン輸送のカテゴリーについては売上に関連する数値についてのみ報告します。今後の検討課題としては、先進安全・自動運転とクリーン輸送のカテゴリーの便益を定量化することが指摘できます。また、発行体は適格プロジェクトについて重要な事象が論争が発生した場合には、それについて報告することにコミットしています。

- 適格カテゴリーの環境及び社会的便益を報告するために使用する算定手法や仮定については公開されません。
- 外部監査人は、調達資金の充当が完了するまで、又は重大な事象が発生した場合には、資金充当の追跡状況及び再生可能エネルギーのカテゴリーの環境/社会的便益についての検証を行います。

連絡先

サステナブル・ファイナンス・チーム | VEsustainablefinance@vigeo-eiris.com

本オピニオン提供の背景

ヴィジオアイリスは株式会社デンソー（以下、「デンソー」又は「発行体」）がサステナビリティボンド・フレームワーク（以下、「フレームワーク」）に基づいて発行を予定しているサステナビリティボンド¹（以下、「本債券」）の持続可能性について独立した意見を表すよう要請を受けました。

本セカンドオピニオンは、ヴィジオアイリス独自の環境・社会・ガバナンス（以下、「ESG」）評価手法及び2021年6月に改定された最新版の国際資本市場協会（ICMA）の「グリーンボンド原則」（2021年版）及び「ソーシャルボンド原則」（2021年版）に基づいています。

本オピニオンは以下の要素について精査した結果に基づくものです。

- **フレームワークレベル:** フレームワークと発行体の持続可能な発展へのコミットメントとの整合性、持続可能性への債券の潜在的貢献度合い、2021年度版のグリーンボンド原則及びソーシャルボンド原則の4つの核となる構成要素への適合状況等
- **発行体レベル:** ステークホルダーとのESGに関連する論争についての対応状況及び論争の対象となる活動²への関与の有無

ヴィジオアイリスは、(i) 開示情報、メディア情報及びステークホルダーから収集した情報、(ii) 自社の ESG データベース、(iii) 発行体から提供された情報を基に精査を行い、(iii)については、発行体の担当者へのインタビュー等も実施しました。

本セカンドオピニオン発行のための精査は 2021 年 6 月 4 日から 2021 年 6 月 29 日まで行われました。当社は、精査にあたって必要なすべての資料の提供及び担当者へのヒアリングの機会が提供されたと考えています。また、これらのデータの正確性を確認するために合理的な努力を行いました。

外部レビューのスコープ

| | | | |
|-------------------------------------|---------------|--------------------------|-----------------------|
| <input checked="" type="checkbox"/> | 発行前のセカンドオピニオン | <input type="checkbox"/> | インパクト・レポーティングの独立検証 |
| <input type="checkbox"/> | 資金充当についての独立検証 | <input type="checkbox"/> | クライメート・ボンド・イニシアティブの認証 |

¹ 「サステナビリティボンド」は、発行体の裁量により、潜在的に発行される可能性のある債券であり、その名称は、発行体が決定したものであり、ヴィジオアイリスの意見を反映したものではありません。

² ヴィジオアイリスによって分析される 17 の論争の対象となっている活動とは、アルコール、動物愛護、大麻、懸念のある化学物質、市民向け銃器、化石燃料、石炭、タールサンド及びオイルシェール、ギャンブル、遺伝子組み換え、ヒト胚性幹細胞、高金利での貸付、軍需製品、原子力、ポルノ、再生医療、タバコです。

一貫性

| |
|---------|
| 一貫性あり |
| 一部一貫性あり |
| 一貫性なし |

ヴィジオアイリスは、フレームワークがデンソーの持続可能性についての戦略的な優先事項及びセクターの課題との間で一貫性があり、発行体の持続可能性へのコミットメントの達成に寄与するものであるとの意見を表明します。

気候変動は、温室効果ガスの主な排出源の一つである輸送セクターにとって最も重要な課題となっています。国際エネルギー機関(IEA)によると、燃料の燃焼による直接のCO2排出量の24%を輸送セクターが占めており、そのうちの4分の3近くが道路運送車両由来です。世界的に排出規制が強化されていることから、この問題の重要性は今後ますます高まると考えられます。その中で、自動車の燃費向上やゼロエミッションの推進には、電動化技術が不可欠であると考えられています。

また自動車の安全性は、消費者・各国政府・自動車業界の最大の関心事となっており、このことは規制強化や技術革新の加速に現れています。世界保健機関(WHO)によると、交通事故死は5歳から29歳までの死亡原因の第1位です。そして道路での死亡事故の93%は低・中所得諸国で発生していますが、これらの国々には世界の車両の約60%が存在しています。自動車基準調和世界フォーラム(WP29)は、世界の自動車の安全性を継続的に向上させつつ、革新的な車両技術の市場導入を可能にする独自の枠組みを提供しています。また、グローバルNCAPの2030年のメインアジェンダでは、道路交通による健康への悪影響をゼロにするための進歩を加速させることが優先されています。さらに、EUは年間の交通事故死者数を減少させるために、事故回避・歩行者やサイクリストの保護に焦点を当て、一般安全規則(GSR)を改正しました。

デンソーは環境に関するシナリオ分析の結果に基づき、環境問題をサステナビリティに関する取り組みにおける重要な課題として認識し、関連する目標を設定しています。

「デンソーのエコビジョン 2025」では、「エネルギー1/2」・「クリーン×2」・「グリーン×2」を2026年度までに達成すべき目標「ターゲット 3」として設定しています。

1. エネルギー1/2: 地球温暖化やエネルギー・資源の問題を解決する技術で、CO2排出量を半減させる
2. クリーン×2: 環境負荷物質によるインパクトや廃棄物の発生量を半減する
3. グリーン×2: 自動車の燃費向上、工場や周辺地域の緑化、従業員の環境意識の向上

カーボンニュートラルな社会の実現に向けたデンソーの大きな取り組みのひとつが、走行距離や電池寿命の向上、充電時間の短縮など、電気自動車(EV)の改良です。具体的には、「走行距離25%向上」・「充電時間3分の1短縮」・「電池寿命20%向上」などの目標を掲げています。

デンソーは、安心・安全を重視するという戦略の下、先進の安全技術や自動運転技術に関連する製品の開発・普及を加速させることで、交通事故の少ない安全なモビリティ社会の実現に向けて注力しており、さらにコネクティッド・カーに関連する製品開発にも取り組んでいます。

デンソーは、サステナビリティボンド・フレームワークを作成し、ソーシャルとグリーン の 3 つの適格カテゴリーに該当する適格プロジェクトへのファイナンスやリファイナンスを行うことで、自社のサステナビリティ戦略とコミットメントを首尾一貫したものとし、持続可能な発展という観点からセクターの主要課題に取り組んでいます。

フレームワーク・レベル

発行体は、発行予定のサステナビリティボンドの主な特徴についてフレームワークの中で説明しており、その内容はグリーンボンド原則(2021年版)及びソーシャルボンド原則(2021年版)の自主的ガイドラインの4つの核となる構成要素をカバーしています(最新版のフレームワークは2021年6月25日にヴィジオアイリスへ提出されています)。発行体は、このセカンドオピニオンを、マーケットのグッド・プラクティスに沿って、自社のウェブサイトで公開します。

サステナビリティボンドに関連する諸原則への適合状況

資金使途



本債券によって調達される資金は、表1に示される3つのグリーン及びソーシャル・プロジェクトカテゴリー(以下、「適格カテゴリー」)に該当するプロジェクトの全部又は一部のファイナンス又はリファイナンスに用いられます。

- 適格カテゴリーは明確に定義されています。発行体はすべての適格プロジェクトの支出の性質、適格クライテリア、ロケーション、そして関連する場合にはターゲット層について説明しています。
- 環境および社会的目標は明確に定義されており、適格カテゴリーごとに全て関連性があり、国際基準等で規定されたサステナビリティ目標と整合性があります。
- 期待される便益は明確であり、これらは適格なカテゴリーごとに全て関連性があり測定可能であると考えられます。発行体は、再生可能エネルギーのカテゴリーについてはその便益についてレポートを行います。先進安全・自動運転とクリーン輸送のカテゴリーについては、BtoBという事業活動の性質上、関連する売上高についてのみ報告を行います。これらのカテゴリーの便益を定量化することが今後の検討課題です。
- 発行体はリファイナンスを行わないことを明確にしています。

ベストプラクティス

⇒ 発行体はリファイナンスを行わないことを明確にしています。

表1 フレームワークに示された適格カテゴリー、サステナビリティ目標、期待される便益に関するヴィジオアイリスの分析

- 支出の性質⇒研究開発、製造、調達
- プロジェクトのロケーション ⇒ 日本

| 適格ソーシャルカテゴリー | 適格サブカテゴリーの定義と内容 | ターゲット層 | サステナビリティ目標と便益 | ヴィジオアイリスの分析 |
|------------------|--|---|--|---|
| <p>先進安全・自動運転</p> | <p>先進安全・自動運転事業における新規又は既存の支出・投資のファイナンス</p> <ul style="list-style-type: none"> - 研究開発: 以下の先進安全・自動運転関連部品の性能向上に寄与する技術開発 フロントミリ波レーダー、フロントサイドミリ波レーダー、リアサイドミリ波レーダー、フロントイメーজセンサー、リアカメラ、ソナー、ドライバー・ステータス・モニター (DSM)、エアバッグシステム、クルーズコントロール、アンチロック・ブレーキ・システム (ABS)、周辺監視 ECU、レーザーレーダー - 設備投資: 上記製品の生産拡大のための設備投資 | <p>運転者 (同乗者を含む) 脆弱な道路利用者 (歩行者、自転車、オートバイ) 及び交通弱者</p> | <p>安心・安全なモビリティの実現 交通事故の減少</p> | <p>適格カテゴリーは明確に定義されており、発行体は支出の性質、適格クライテリア、プロジェクトのロケーションについて説明しています。</p> <p>安全技術を進化させてその有効性を向上させるために、さまざまな事故シーン (正面衝突、横断歩道など) を想定して、対象者と安全機能ごとに研究開発が行われます。</p> <p>社会的な目標は明確に規定されており、国際基準等で規定されたサステナビリティ目標に関連し、それらと整合性があります。</p> <p>社会的便益は明確であり、関連性があると考えられますが、発行体はこのカテゴリーについては、売上に関連する数値と研究開発の進捗状況に関する定性的な報告を提供することのみにコミットしています。今後の検討課題はその社会的な便益を定量化することです。</p> |

| 適格グリーン カテゴリー | 適格サブカテゴリーの定義と内容 | サステナビリティ 目標と便益 | ヴィジオアイリスの分析 |
|-----------------|--|---------------------------------------|--|
| クリーン輸送 | <p>電動化事業におけるバッテリー電気自動車 (BEV)、燃料電池車 (FCEV)、e-VTOL(電動垂直離着陸機)³に搭載される以下の部品の新規又は既存の研究開発関連の支出又は設備投資のファイナンス</p> <ul style="list-style-type: none"> - 研究開発: 電気自動車に不可欠なインバータ(PCU)、モータージェネレータ、バッテリーECU など、燃費向上や軽量化、コストパフォーマンス向上に貢献する技術の開発。 - 設備投資: 上記製品の生産拡大のための設備投資 | <p>気候変動の緩和</p> <p>CO2 排出削減</p> | <p>適格カテゴリーは明確に定義されており、発行体は支出の性質、適格クライテリア、プロジェクトのロケーションについて説明しています。</p> <p>設備投資は、BEV、FCEV と e-VTOL 専用の部品に限定されません。新たな空のモビリティを可能にする e-VTOL は、電気を使ってホバリング、垂直離着陸を行う航空機一種で、バッテリーとモーターで駆動します。</p> <p>環境目標は明確に規定されており、国際基準等で規定されたサステナビリティ目標に関連し、それらと整合性があります。</p> <p>環境便益は明確で、測定可能で関連性があると考えられます。発行体はこのカテゴリーについては、売上に関連する数値報告を行うことのみコミットしており、今後の検討課題はその環境便益を定量化することです。</p> |

モノづくり(製造)

| | | | |
|---------------|---|---------------------------------------|--|
| 再生可能 エネルギー | <p>2025 年までに電力のカーボンニュートラル、2035 年までにモノづくりのカーボンニュートラルを達成するという目標に貢献する以下の取り組みのファイナンス</p> <p>再生可能エネルギーの利用拡大</p> <ul style="list-style-type: none"> - 再生可能エネルギーの調達 (太陽光発電、陸上風力発電) | <p>気候変動の緩和</p> <p>CO2 排出削減</p> | <p>適格カテゴリーは明確に定義されており、発行体は支出の性質とプロジェクトのロケーションについて説明しています。またその調達方法は電力購入契約(PPA)もしくはグリーン電力証書である事が確認されています。</p> <p>環境目標は明確に規定されており、国際基準等で規定されたサステナビリティ目標に関連し、それらと整合性があります。</p> <p>環境便益は明確で、測定可能で関連性があると考えられます。</p> |
|---------------|---|---------------------------------------|--|

³[DENSO and Honeywell Aerospace extend partnership to develop electric propulsion units for urban air mobility - eVTOL Insights](#)

SDGs への貢献

適格カテゴリーは、以下の5つの国連の持続可能な開発目標(SDGs)に貢献するものと考えられます。

| 適格カテゴリー | SDGs | SDGs ターゲット |
|-----------|---|--|
| 先進安全・自動運転 |  | 3.6 2020 年までに、世界の道路交通事故による死傷者を半減させる。 |
| 再生可能エネルギー |  | 7.2 2030 年までに、世界のエネルギーミックスにおける再生可能エネルギーの割合を大幅に拡大させる。 |
| 先進安全・自動運転 |  | 9.4 2030 年までに、資源利用効率の向上とクリーン技術及び環境に配慮した技術・産業プロセスの導入拡大を通じたインフラ改良や産業改善により、持続可能性を向上させる。すべての国々は各国の能力に応じた取組を行う。 |
| クリーン輸送 | | |
| 先進安全・自動運転 |  | 11.2 2030 年までに、脆弱な立場にある人々、女性、子供、障がい者及び高齢者のニーズに特に配慮し、公共交通機関の拡大などを通じた交通の安全性改善により、すべての人々に、安全かつ安価で容易に利用できる、持続可能な輸送システムへのアクセスを提供する。 |
| クリーン輸送 |  | 13.1 すべての国々において、気候関連災害や自然災害に対する強靱性(レジリエンス)及び適応の能力を強化する。 |
| 再生可能エネルギー | | |

プロジェクトの評価と選定のプロセス



- プロジェクトの評価と選定のプロセスは、発行体によって明確に規定されており、適切に構造化されています。役割と責任は明確に定義されており、そのプロセスはフレームワークの中で開示されています。
- プロジェクト選定のための適格クライテリアは、すべての適格カテゴリーについて発行体により明確に定義されています。
- プロジェクトに関連する潜在的に重要な環境及び社会面のリスクを特定し、管理するために適用されるプロセスは、セカンドオピニオンの中で公開されており、すべてのプロジェクトについて良好であると考えられます。このプロセスは、モニタリング・特定・是正措置を組み合わせたものです(17-19 ページを参照)。

プロジェクトの評価と選定のプロセス

- このプロセスには明確な役割と責任を持つ関係部署が関与しており、妥当な適格性を判断する基準に依拠しています。
 - 経理部財務室
 - 事業企画
 - 技術
 - 生産
 - 品質管理
 - 営業
- これらの関係部署は、下記の責任を果たします。
 - デンソーの「2025年までにCO2を50%削減する」という目標や2030年に向けた長期方針に沿ったプロジェクトの選定。
 - 対象プロジェクトの選定に関する最終決定。経理財務室が上記の全部門との協議に基づき、最終決定を行う。
 - 研究開発・設備投資の対象となるプロジェクトの適切な選定の担保。
 - 環境・安全技術の専門家との協議に基づくプロジェクトの選定。
 - 適格クライテリアの遵守状況のモニタリング。
 - 対象プロジェクトのサステナビリティに関連する便益のレポートニング。
- プロジェクトの評価と選定に関するトレーサビリティと検証はそのプロセス全体を通じて担保されています。
 - 発行体は、適格プロジェクトが適格クライテリアに適合していることを確認し、債券の存続期間中、潜在的なESG論争についてモニタリングを実施します。不適合が発見された場合には、発行体はその資金を別の適格プロジェクトに再充当することにコミットしています。
 - ESGに関する論争が発生した場合、その論争に関連する部門とESG担当部門が適切な対応を協議します。論争の状況とそれへの対応は、チーフ・リスク・オフィサー(CRO)に報告され、適切な対応が図られます。すべての論争は、毎年レビューされ、外部のレビューャーに通知されます。
 - 意思決定プロセスについては議事録を通じて追跡可能となります。

適格クライテリア

適格プロジェクトの評価と選定のプロセスは、明確な適格性クライテリア(選択及び除外)に基づいており、このような適格クライテリアは適格カテゴリーごとに定義されている環境及び社会面での目標に対し全体として関連性を有しています。

- 選択のクライテリアは資金使途の表 1.に示された適格カテゴリーの定義に基づいています。
- 除外クライテリアは以下のように明確に定義されています。
 - クリーン輸送については、バッテリー電気自動車(BEV)・燃料電池車(FCEV)・e-VTOL(空モビリティ)を対象としないもの
 - 先進安全・自動運転については、完成車の安全性向上に寄与しない技術開発や製品の生産拡大への投資

ベストプラクティス

- ⇒ 発行体は選定されたプロジェクトがフレームワークに規定された適格クライテリアが遵守されているかどうかを、社債の償還までモニタリングするとしており、その内容、頻度、期間、及び遵守されていない場合に採用される手続きについての情報を提供しています。

調達資金の管理



- 調達資金の充当と管理のプロセスは明確に定義されており、フレームワークを通して発行体のウェブサイトで公開されます。
- 本債券の調達資金の充当期間は最長 24 ヶ月です。
- 本債券の手取金は、専用口座にて管理され、所定の内部プロセスによって追跡されます。
- 未充当資金については、一時的な管理方法に関する情報も公開されます。
- 当債券の償還までの間、充当状況を追跡される手取金の残高は、適格プロジェクトに充当された資金と同額となるように定期的に調整されます。
- 適格プロジェクトが中止や延期、不適合となった場合には、調達資金は本フレームワークに則り、24 ヶ月以内に別の適格プロジェクトに充当されます。

管理プロセス

- 調達された資金は、発行体の専用口座に入金され、関連部署によって管理されます。
- 調達された資金は、償還期間まで、適格プロジェクトに関連する各部門により、内部管理システムを通じて追跡・管理がなされます。
- 調達資金の管理に関する文書管理は、発行体内部の会計及び文書管理に関する規定に従って実施されます。
- 調達された資金は発行から 24 ヶ月以内に適格プロジェクトに充当される予定であり、資金が充当されるまでの間は、現金又は現金同等物にて管理されます。適格プロジェクトの評価と選定に関する除外クライテリアに則り、上記の資金用途に関する表 1.に明示されたプロジェクト以外のプロジェクトに未充当資金が充当されることはありません。

ベストプラクティス

- ⇒ 資金充当期間は最長24ヶ月です。
- ⇒ 発行体は、未充当資金の一次的な管理にあたって、温室効果ガスを大量に排出する活動や論争的となる活動に関連する金融商品等に充当しないことにコミットしています。
- ⇒ 適格プロジェクトが中止や延期、不適合となった場合に適用される手続きについての情報を開示しており、該当する資金を本フレームワークに則り、24 ヶ月以内に別の適格プロジェクトに充当することにコミットしています。

モニタリングとレポート



- 発行体は、資金用途について調達資金の充当が完了するまで毎年報告することにコミットしており、また重要な事象が発生した場合にも適時に報告を行います。この報告書は償還まで公開されます。報告書は、調達資金の充当状況に関連する必要な情報をカバーしています。
- 発行体は、再生可能エネルギーの категорияについてはその便益を報告しますが、BtoB という事業活動の特性から、先進安全・自動運転とクリーン輸送の категорияについては売上に関連する数値についてのみ報告します。今後の検討課題としては、先進安全・自動運転システムとクリーン輸送の categoriaの便益を定量化することが指摘できます。また、発行体は適格プロジェクトについて重要な事象が論争が発生した場合には、それについて報告することにコミットしています。
- 適格 categoriaの環境及び社会的便益を報告するために使用する算定手法や仮定については公開されません。
- 外部監査人は、調達資金の充当が完了するまで、又は重大な事象が発生した場合には、資金充当の追跡状況及び再生可能エネルギーの categoriaの環境/社会的便益についての検証を行います。

レポート指標

発行体は、以下の点について、適格 categoriaレベルで透明性のあるコミュニケーションを行うことにコミットしています。

- 資金充当: 発行体が資金の充当状況について報告するために選択した指標は、必要な関連情報を網羅しています。
- 発行体は、リファイナンスや協調ファイナンスを行わない事を明確にしています。

| レポート指標 |
|-----------------------|
| ⇒ 適格プロジェクトへの充当額 |
| ⇒ 未充当資金額 |
| ⇒ 資金が充当された適格プロジェクトの概要 |

環境及び社会便益: 発行体が環境及び社会的便益を報告するために選択した指標は部分的に明確で関連性があります。

| 適格 categoria | 環境、社会便益指標 | |
|--------------|--|---|
| | アウトプット及びアウトカム | インパクト指標 |
| 先進安全・自動運転 | <ul style="list-style-type: none"> 先進安全・自動運転製品の売上金額増加率(対前年比) 先進安全・自動運転に必要な機能への対応可能状況 | N/A |
| クリーン輸送 | <ul style="list-style-type: none"> 電動化製品の売上金額増加率(対前年比) | N/A |
| 再生可能エネルギー | N/A | <ul style="list-style-type: none"> モノづくりにおける CO2 排出削減量 |

今後の検討課題は以下の2点です。

- 適格 categoriaの環境及び社会的便益をレポートするために使用する算定手法や仮定について公開すること
- すべての適格 categoriaについて環境及び社会的便益を明確かつ関連性のある指標を設定すること

ベストプラクティス

⇒ 発行体は、プロジェクトに重要な事象が発生したときには報告を行うことにコミットしており、この重要な事象にはESGに関連する論争も含まれます。

サステナビリティへの貢献度合い

期待されるインパクト

適格プロジェクトが環境及び社会目標にもたらす潜在的なポジティブインパクトは良好であると考えられます。

| 適格カテゴリー | 期待されるインパクトレベル | 分析 |
|-----------|---------------|--|
| 先進安全・自動運転 | 良好 | <p>対象となる適格プロジェクトは、自動運転車を含む自動車の先進安全部品の研究開発および設備投資を通じて、発行体が事業を展開する日本に全体としてポジティブな影響をもたらすと考えられます。これらの先進安全部品にはフロントミリ波レーダー、フロントイメージセンサー、リアカメラ、ソナー、ドライバー・ステータス・モニター (DSM)、エアバッグシステムなどが含まれます。</p> <p>発行体は、歩行者や自動車、オートバイ、交通弱者などのターゲット層ごとに正面衝突や後退時衝突、交差点など異なる事故シーンを想定して製品開発を行います。これらの取り組みは、各国の法規制を超えるレベルで行われており、デンソーの DN センサーを搭載した車両は、Euro-NCAP や J-NCAP など予防安全評価が行われている様々な国々で高い評価を獲得しています。</p> <p>5～29 歳までの子供や若者の死因の第 1 位が交通事故であることを踏まえれば、各事故シーンに対応した先進的な安全部品の性能向上は、このような悲劇を減らすことに貢献します⁴。</p> <p>また、発行体は自動運転に必要な AI 技術などの先端技術の研究も行っていきます。これらの取り組みが評価され、2016 年に欧州の評価機関であるユーロ NCAP から最高評価の 5 つ星を獲得したことは、こうした高度な研究の成果と今後の更なる進展を示唆しています。</p> <p>そして、今後の自動運転システムの普及とその安全性に関する懸念を考慮すれば、安全部品の性能の向上はますます重要なものとなっていきます^{5,6,7}。</p> <p>以上のことから、ヴィジオアイリスは自動運転の安全性を高め、社会的な信頼を獲得するためには課題があることを認識しつつも^{8,9}、このカテゴリーの潜在的な社会的インパクトは良好であると評価します。</p> |
| クリーン輸送 | 先進的 | <p>対象となる適格プロジェクトはデンソーがインバータ (PCU)、モータージェネレーター、バッテリー ECU の研究開発や製造を行っている日本において、全体としてポジティブな影響をもたらすと考えられます。</p> <p>プロジェクトの対象となる車両は、BEV と FCEV、e-VTOL に限定されます。これらはスコープ 3 の CO2 を排出しない車両であり、輸送セクターの全体の 4 分の 3 を占めるとされる自動車業界の排出量削減に貢献します。なお、e-VTOL はバッテリーとモーターで駆動します。</p> <p>このプロジェクトに含まれる部品は「EV の 3 つのコア技術」と呼ばれ、デンソーは車両の燃費 (電費) の向上を目指しています。</p> <p>国際エネルギー機関 (IEA) は「Global EV outlook 2021」の中で、EV の普及を阻む 5 つの要因の 1 つとして、EV の資本コストの高さを指摘していますが、EV の普及は CO2 排出量の削減につながり、日本政府の 2030 年までに 2013 年度比で CO2 排出量を 46%削減するという目標や発行体の 2026 年度までに CO2 排出を半減するという目標の達成に貢献します。</p> <p>また、今回の対象プロジェクトに e-VTOL が採用された理由についても注目する必要があります。経済産業省の調査によると、2030 年の「空飛ぶクルマ」の市場規模は、ヒトの移動に関わるものだけでも世界で 9 兆円、日本だけでも 6,500 億円になると推計されています。過密人口や道路渋滞、それに伴う大気汚染が懸念される中、日本政府はこうした新技術は都市部の通勤者の交通渋滞を緩和するだけでなく、遠隔地のコミュニティを繋ぎ、災害時の対応能力を向上させると説明しています^{10,11}。デンソーは e-VTOL の動力源にはエンジンではなく、電気モーターとインバータが採用されており、研究開発で得られた知見をもとに、BEV や FCEV の部品に関する技術をさらに進化させていく意向を示しています。なお、ヴィジオアイリスは、このような新技術に対して将来的にどのよう</p> |

⁴ [Road traffic injuries \(who.int\)](https://www.who.int/news-room/fact-sheets/detail/road-traffic-injuries)

⁵ <https://unece.org/DAM/trans/doc/2020/wp29grva/GRVA-05-48e.pdf>

⁶ [Background: Advanced Driver Assistance Systems \(canada.ca\)](https://www150.statcan.gc.ca/n1/pub/82-625-x/2019001/article/00001-eng.htm)

⁷ [ensuringamericanleadershipav4.pdf \(transportation.gov\)](https://www.transportation.gov/ensuringamericanleadershipav4.pdf)

⁸ [Automated Driving Systems: A Vision for Safety \(nhtsa.gov\)](https://www.nhtsa.gov/automated-driving-systems-a-vision-for-safety)

⁹ [NHTSA-2020-0106-0617 attachment 1 \(1\).pdf](https://www.nhtsa.gov/nhtsa-2020-0106-0617-attachment-1-1.pdf)

¹⁰ [1220_004a.pdf \(meti.go.jp\)](https://www.meti.go.jp/press/2020/04/20200404_004a.pdf)

¹¹ [Where Will Flying Cars Take Us? Japan Develops World's First Air Mobility Roadmap / METI Ministry of Economy, Trade and Industry](https://www.meti.go.jp/press/2020/04/20200404_004a.pdf)

| | | |
|-----------|-----|---|
| | | <p>な安全性等に関する法的な規制が適用されるかについての見通しを有していません。</p> <p>ヴィジオアイリスは、e-VTOL については安全性を確保したり、社会から受け入れられたりするためには今後取り組むべき課題があることを認識しつつも、このプロジェクトカテゴリーの潜在的な環境へのインパクトを先進的と評価します。</p> |
| 再生可能エネルギー | 先進的 | <p>対象となる適格プロジェクトは、太陽光発電や風力発電由来のエネルギーを調達することで、デンソーが事業を行っている日本において、全体としてポジティブな影響をもたらすと考えられます。</p> <p>世界的な電気自動車へのシフトや製造工程や電池のエネルギー源として再生可能エネルギーを利用することでスコープ 1 及び 2 の排出量を削減する必要性が高まる中、このカテゴリーはこれらを推進するために重要な役割を果たします。</p> <p>製造工程において再生可能エネルギーを利用することは CO2 排出量の削減に貢献し、2025 年までに電力ニュートラル、2035 年までにカーボンニュートラルを達成するという発行体の目標達成にも貢献します。</p> <p>発行体は電力購入契約 (PPA) やグリーン電力証明を利用して、再生可能エネルギーの調達についてのトレーサビリティを担保します。</p> <p>ヴィジオアイリスは、このカテゴリーの潜在的な環境へのインパクトを先進的と評価します。</p> |

| | |
|------|-----|
| 全体評価 | 先進的 |
|------|-----|

プロジェクトレベルでの ESG リスクの特定と管理体制

適格プロジェクトに関連した環境及び社会面でのリスクの特定と管理体制は良好です

| | 適格カテゴリー | | |
|--------------------------|-----------|--------|-----------|
| | 先進安全・自動運転 | クリーン輸送 | 再生可能エネルギー |
| 環境マネジメントシステム | X | X | X |
| エコデザインと使用済み製品の影響 | X | X | X |
| エネルギー使用による環境負荷 | X | X | N/A |
| 環境アセスメント | X | X | X |
| 基本的人権と労働者の権利 | X | X | X |
| 労働者とユーザーの健康と安全 | X | X | X |
| 労働条件の質 | X | X | X |
| サプライチェーンにおける環境及び社会的要素の考慮 | X | X | X |
| エンドユーザーの安心・安全 | X | X | X |
| 企業倫理 | X | X | X |
| 全体評価 | 良好 | 良好 | 良好 |

環境マネジメントシステム

デンソーは ISO14001 の認証を取得しており、2019 年には「気候関連財務情報開示に関するタスクフォース(TCFD)」への賛同を表明しています。

デンソーは、気候変動が事業に与える影響と機会に関するシナリオ分析を行い、環境経営を推進するための長期的な環境方針として「エコビジョン」を策定しています。2026 年度までにエコビジョンで達成すべき目標 3 は、以下の通りです。

1. エネルギー1/2: 地球温暖化やエネルギー・資源の問題を解決する技術で、CO2 排出量を半減させる
2. クリーン×2: 環境負荷物質によるインパクトや廃棄物の発生量を半減する
3. グリーン×2: 自動車の燃費向上、工場や周辺地域の緑化、従業員の環境意識の向上

エコデザインと使用済み製品の影響

デンソーでは、製品の使用終了時や廃棄時を含む製品ライフサイクル全体を通して、各製品の環境影響を評価するレポートを作成し、社内基準を満たしたものが次の製品開発段階に進むことができます。また、環境負荷が比較的大きい製品については、専用の製品開発ガイドラインを設けています。

エネルギー使用による環境負荷

環境マニュアル「6.2 環境目標とその達成計画」は、エコビジョン 2025 を達成するために、各部門が達成すべき環境目標を設定しています。これらの目標の進捗状況は、可能な範囲で計測・把握されています。環境マネージャーは、「各部門の年間環境行動計画」を推進し、以下の運用管理を実施しています。「8.1.1 開発・設計時の運用管理」、「8.1.2 設備設計時の運用管理」、「8.1.3 重要な環境側面の管理」、「8.1.4 騒音・振動・臭気の発生防止管理」、「8.1.5 化学物質の管理」、「8.1.6 フルオロカーボンガスの管理」、「8.1.7 廃棄物の管理」、「8.1.8 省資源・リサイクル」、「8.1.9 省エネルギー」、「8.1.10 森林管理」、「8.1.11 外部委託先の運営管理」、「8.1.12 サプライヤーの運営管理」、「8.1.13 外部委託先の運営管理(分社化した会社を含む)」。

環境アセスメント

デンソーは、環境マニュアル「6.1.2 環境側面」に準拠し、自動車部品等の開発・設計・生産活動・サービスの事業活動全般に関わる環境影響のうち、管理可能なもの、または影響を及ぼす可能性のあるものをライフサイクルの観点から特定し、環境に著しい影響を与えている、又は与える可能性のある重要な環境側面を特定しています。

また、環境マニュアル「6.1.4.1 著しい環境側面への対応」では、目的と実施計画・能力と認識・コミュニケーション・運用管理・緊急時対応・モニタリング・計測・分析・評価に注力することで、環境面での著しい影響を重点的に管理しています。

基本的人権と労働者の権利

デンソーは、「世界人権宣言」や「ビジネスと人権に関する国連指導原則」などの国際基準に則り、人権を尊重することを宣言しています。デンソーは、自らの事業活動だけでなく、取引先の事業活動においても、法令遵守、人権・労働者の権利の保護、環境、企業倫理などに配慮した企業行動を推進するための方針・施策を定めています。また、労働者の権利を守るため「サプライヤー・サステナビリティ・ガイドライン」を遵守しています。デンソーの約 6,100 社のサプライヤーには、このガイドラインの内容に沿った調達を実行することが要請されています。

デンソーは、紛争鉱物がサプライチェーンにおける最も重要な社会問題の 1 つであることを認識し、「サプライヤー・サステナビリティ・ガイドライン」を定期的に改訂しており、すべてのサプライヤーに紛争鉱物に関する調査を実施するように要請しています。

労働者とユーザーの健康と安全

デンソーが 1969 年に制定した「安全・健康・環境に関する基本理念」は、「安全で快適な職場をつくるのが、人間尊重と高い生産性を両立させる最良の方法である」という考えに基づき、デンソーグループ全体の健康と安全の向上を目指しています。心身の健康は、生き活きとした仕事の源であり、社員とその家族の幸せのために欠かせないものと考えられています。

安全・健康・環境管理規定(No.0301)は、事業活動に伴う労働災害や健康被害、爆発・火災、環境汚染を防止するために制定されたものです。この規定には、基本方針、目標、リスクアセスメント、職場での活動計画、活動の実施、評価のフォローアップシステムなどが盛り込まれています。

労働条件の質

デンソーでは、ダイバーシティ&インクルージョンを推進するための職場環境を整備しています。年齢、性別、国籍を問わず、すべての従業員が活躍できる環境を整え、個々の能力の成長を促す取り組みを推進しています。

その推進・統括組織として、各地域での推進委員会制度に加え、役員、各地域の代表者などで構成される「グローバルダイバーシティ&インクルージョン委員会」を設置しています。

また、日本では高齢化社会の進展が見込まれていることから、デンソーでは 60 歳以上の従業員の再雇用に関する人事制度の見直しを行っています。

サプライチェーンにおける環境及び社会的要素の考慮

デンソーでは、「サプライヤー・サステナビリティ・ガイドライン」を定め、その内容を約 6,100 社のサプライヤーと共有し、ガイドラインの内容に沿った調達を要請しています。また、取引先には自己診断シートを用いて、自社の CSR 活動の評価を要請しています。必要に応じて、デンソーの CSR 調達担当者が取引先を訪問し、評価・対話・改善提案を行っています。また新規取引の開始時には、コンプライアンス、人権保護、環境保全、労働安全などを盛り込んだ「取引基本契約書」を締結しています。デンソーは、環境基本方針「エコビジョン」に基づき、「デンソーグループグリーン調達ガイドライン」を策定しています。このガイドラインは以下の内容が明示されています。

1. 環境マネジメントシステムの構築
2. 環境負荷物質の管理と削減
3. 物流における CO2 排出量の削減、梱包材使用量の削減
4. 環境パフォーマンスの向上

エンドユーザーの安心・安全

デンソーは、顧客第一の製品づくりを推進するために ISO/TS16949 の認証を取得し、「品質第一主義の徹底」、「源流段階での品質保証」、「全員参加の品質管理の推進」を含む基本方針に基づいた活動を行うことで、製品の安心・安全を担保しています。

デンソーは、日本、アメリカ、ドイツ、タイ、中国、インド、ブラジルにテクニカルセンターを設置し、世界の各国・地域の特性に応じた最適な製品を提供するとともに、グローバルな品質テストと評価の体制を整えています。設計品質を担保し、プロセスを早期に安定させ、市場での品質に対する理解を促進するために初期流動管理規定 (No.0202) が実施されています。また製品セキュリティ実施ガイドライン (No.042006) も製品とシステムの安全性を確保するために用いられています。

企業倫理

デンソーでのグローバルな贈収賄防止方針と贈収賄防止に関するコンプライアンス委員会の設置により、贈収賄防止規程の遵守徹底と社員への啓発活動を行っています。

また独占禁止法遵守規程 (No.0806) を制定することで、デンソーが関与する販売、購買、生産、技術開発、企業結合、その他すべての業務・取引において、国内外の独占禁止法の遵守を徹底しています。そして、独占禁止法遵守のための社内体制を整備し、これに基づいて行動することで、その透明性を確保しています。

この他、日本経済団体連合会や日本自動車部品工業会などへの加盟を通じた監督官庁との対話や政策提言、官民連携プロジェクトへの参画 (経済産業省と国土交通省が推進する「スマートモビリティチャレンジ推進協議会」等) により持続可能な社会の実現に貢献しています。

発行体評価

デンソーは、サーマルシステム、パワートレイン制御システム、情報・安全システム、電子システム、小型モーターなどの自動車部品の製造・販売を行っています。また、日常生活に関連する機器に加え、自動認識システム、FA 機器などの産業機器、冷暖房関連製品なども手掛けています。デンソーは 1949 年に設立され、日本の愛知県に本社を置いています。

ステークホルダーとの ESG に関連する論争

今日時点でデンソーには 7 つの ESG 関連の論争があり、それは以下の領域に関するものです。

- 企業行動:「反競争的行為」

頻度: 論争は「時々」発生しており、セクターの平均である「単発」よりも頻度は高い状況です。

深刻度: 同社とステークホルダー双方に与える影響は業界平均と同程度の「高度」と考えられる

対応度: 同社は「一定水準以上の対応」をおこなっており、これは業界平均と同程度の対応です

論争の対象となる活動への関与

発行体は、17 の論争の対象となる活動のいずれにも関与していません(ヴィジオアイリスの独自の評価手法に基づく)。論争の対象となる活動とは具体的にはアルコール、動物福祉、大麻、軍需製品、ギャンブル、市民向け銃器、化石燃料、懸念のある化学物質、タールサンド及びオイルシールド、石炭、遺伝子組み換え、高利子での貸付、人胚性幹細胞、タバコ、原子力、ポルノ、再生医療です。

論争の対象となる活動への関与は、哲学的又は倫理的な議論の対象となり得る事業活動への企業の関与度をスクリーニング調査した結果です。しかし、このような情報を提供することは、ヴィジオアイリスが特定の事業活動について、承認又は不承認といった姿勢をとっていることを示唆するものではありません。

評価手法

ヴィジオアイリスは、いかなる組織又はいかなる活動のサステナビリティを評価するにあたって、環境、社会、ガバナンス (ESG) の各要因は互いに絡み合い補完しあっていることから、その要因を個別に分解し単独で評価することは適切ではないと考えています。したがってESG債の評価をするにあたって、発行体の組織としての社会責任についても評価し、その上で当該ESG債のプロセスやコミットメントについて評価する必要がありますと考えています。

当社のセカンド・オピニオン (SPO) は、3つのレベル (アナリスト、プロジェクト・マネージャー、クオリティ・レビューアー) で内部品質管理を行っています。このプロセスは、必要に応じて、専門家委員会とスーパーバイザーによる最終的なレビューと検証によって補完されます。ヴィジオアイリスの評価対象となるすべての企業には、苦情および相談の権利が保証されています。この権利は、まず企業とコンタクトを取るチーム、次にメソドロジー、イノベーションおよび品質を担当するエグゼクティブ・ディレクター、そして最後にヴィジオアイリスのサイエンス評議会という3つのレベルで保証されています。そして、すべての従業員はヴィジオアイリスの行動規範に署名しており、すべてのコンサルタントは、財務上の機密保持ルールをカバーする追加項目にも署名しています。

一貫性

評価尺度: 一貫性あり、一部一貫している、一貫性がない

このセクションでは、選択された金融商品を通じてファイナンスされる活動が、発行体の持続可能性に関する優先事項と戦略に合致しているかどうか、また発行体が事業を行うセクターの主な持続可能性の問題に対応しているかどうかを分析します。

ISSUANCE フレームワーク・レベルの評価

ICMA 諸原則への適合状況

評価尺度: 不適合、一部適合、適合、ベストプラクティス

本債券は、グリーンボンド原則 (2021 年版)、ソーシャルボンド原則 (2021 年版) 及び ESG のマネジメント体制とその評価に関する国際的な基準や業界のガイドラインに基づくヴィジオアイリスの評価手法に基づいて評価されました。

資金の使途

適格なプロジェクトとその持続可能性の観点からの目標及び便益の定義は、グリーン・ソーシャル・サステナブルボンド又はローン基準の中核要素です。ヴィジオアイリスは、対象となる適格カテゴリーの定義と持続可能性に関する目標の定義との関連性を評価します。またプロジェクトの評価と定量化の観点から、期待される便益の定義が妥当か評価します。さらに、対象となるプロジェクトの国連の持続可能な開発目標 (SDGs) のターゲットへの貢献度合いも評価します。

プロジェクトの評価と選定プロセス

プロジェクトの評価と選定のプロセスは、その透明性、ガバナンス、そして関連性に関してヴィジオアイリスから評価されています。適格性の基準については、適格プロジェクトの意図された目標に照らして、その基準が明らかに示されているか、関連しているかという観点から評価されます。対象プロジェクトに関連する ESG リスクの特定と管理は、ヴィジオアイリスの評価基準を基に行われます。このヴィジオアイリスの評価基準は、ESG に関する国際基準と発行体が属するセクターのセクター・ガイドラインに基づいています。

調達資金の管理

調達資金の管理及び資金充当プロセスに関する規定については透明性、一貫性、効率性の観点からヴィジオアイリスによって評価されます。

レポートニング

発行体によって定義されたモニタリングとレポートニングのプロセスとそれに対するコミットメントは、ヴィジオアイリスによって、その透明性と網羅性、関連性、資金充当、持続可能性に関する便益 (アウトプット、インパクトの指標) 等といった観点から評価されます。

サステナビリティへの貢献

評価尺度: 劣る、限定的、良好、先進的

ヴィジオアイリスのサステナビリティへの貢献に関する評価は、環境又は社会面での目標達成の観点から、期待されるポジティブインパクト、そして関連するネガティブインパクトの両方を評価します。

環境又は社会的課題に対する期待されるポジティブな影響

発行体により資金が充当されるプロジェクトの環境又は社会面での期待されるポジティブインパクトは下記の基準にて評価されます。

- i. セクター、国、もしくはプロジェクトにとって重要な環境又は社会的課題に対応するプロジェクトか否か
- ii. インパクトのスコープ: 関連するステークホルダーにどの程度インパクトが届くか(発行体のみ、バリューチェーンにおける国内又は海外ステークホルダーにも影響が及ぶ又はターゲット層が便益を享受できるか等)
- iii. 規模および耐久性: 適格プロジェクトによる環境又は社会面での目標に対するインパクトの規模及び耐久性
- iv. 現時点で利用可能なベストオプションの適用がなされているか否か(環境プロジェクトのみ)

ESG リスク管理

適格プロジェクトに関するリスクの特定と管理の状況は、ヴィジオアイリスの評価方法、国際基準、セクター・ガイドラインに基づいて行われます。

発行体レベルの評価

ESG に関連する論争の管理

ESG に関連する論争とは、発行体の企業の社会的責任に関する、一般に情報開示され、文書化され、追跡可能な申し立てを意味します。こうした申し立ては、具体的な事実やこれらの事実の解釈に基づくもののほか、立証されていない事実に基づく場合もあります。

ヴィジオアイリスは評価にあたって発行体が提供した情報、メディア及びステークホルダーからの情報を用いています(ヴィジオアイリスは Factiva Dow Jones と連携しており、金融業界向け新聞から業界専門誌、ローカルな出版物から NGO の出版物まで国際的な約 28,500 の出版物へのアクセスを確保しています)。これらのソースから得られた情報は、それが公となっており、文書化され、追跡可能な場合のみ考慮されます。ヴィジオアイリスは発行体のウェブサイトや開示資料を閲覧しています。

ヴィジオアイリスは以下の 3 つの要素を分析・評価し、それを総合的に勘案することで企業の ESG 関連の論争リスクの軽減能力についての評価を行います。

- 頻度: 企業レベルで ESG 関連の論争にどの程度巻き込まれやすいかの評価(頻度の評価尺度: 単発、時々、頻繁、継続的)
- 深刻度: 論争が与える影響についての、企業レベルでの評価。複数の論争がある場合には最も深刻とみなされるものを尺度とする(深刻度の評価尺度: 軽微、重要、高度、危機的)
- 反応度: 論争に対する企業の対応能力の評価。ステークホルダーと適切な対話を行っているか、リスク管理の観点から適切な再発防止策や是正措置を講じているか等(反応度の評価尺度: 極めて積極的、積極的、一定水準の対応あり、未/無対応)

ESG 関連の論争が企業の評判に与える影響は、事象の深刻度や企業の対応により異なりますが、時間の経過と共に小さくなります。したがって、ヴィジオアイリスの ESG に関連する論争に関するデータベースでは、深刻度が軽微から重要と分類される論争については事象発生から 24 ヶ月、深刻度が高度から危機的とされる論争については 48 ヶ月間のみ有効とみなされます。

論争の対象となっている活動への関与

論争の対象となる活動への関与については 17 の活動について、30 の変数を用いてその関与を分析しました。特定の活動への関与の度合いの判断は以下の 2 つの点に基づいています。

- 論争の対象となっている製品やサービスなどから得ていると想定される収入(売上)
- 論争の対象となっている製品やサービスの特徴

ヴィジオアイリス評価スケール

| サステナビリティへの貢献度合い | | ICMA 諸原則への適合状況 | |
|-----------------|--|----------------|------------------------------------|
| 先進的 | 先進的なコミットメント: 社会的責任に正面から取り組み、その目標達成に向けて取り組みを進めている強い裏付けがある。また、合理的なレベルのリスク管理体制が構築されており、新たなリスクを予期し、それに対応するための革新的な手法を用いている。 | ベストプラクティス | 奨励されるベストプラクティスの適用など ICMA 原則以上の適合内容 |
| 良好 | 説得力のあるコミットメント: 社会的責任に取り組んでいることについて重要かつ一貫した裏付けがある。また、合理的なレベルのリスク管理体制が構築されている。 | 適合 | ICMA が奨励する原則をすべて適用 |
| 限定的 | 社会的責任についての取り組みを始めている、又はその一部については目標を達成しているものの、その取り組みの一貫性等についての裏付けに欠ける。リスク管理のレベルが低いレベルに留まる。 | 一部適合 | ほぼすべての ICMA 原則に適合している |
| 劣る | 社会的責任についての取り組みを行っている裏付けが得られない。リスク管理のレベルが低いもしくは非常に低い水準にあるか、又は弱い。 | 不適合 | ICMA 原則ごく一部のみの適合 |

Statement on V.E' s independence and conflict-of-interest policy

Transparency on the relation between V.E and the Issuer: V.E has executed five audit missions for Denso (Second Party Opinion) until so far. No established relation (financial or commercial) exists between V.E and the Issuer. V.E's conflict of interest policy is covered by its Code of Conduct, which can be found at <http://vigeo-eiris.com/wp-content/uploads/2018/07/Code-of-Conduct-Vigeo-Eiris-EN.pdf>.

This opinion aims at providing an independent opinion on the sustainability credentials and management of the Bond, based on the information which has been made available to V.E. V.E has neither interviewed stakeholders out of the Issuer's employees, nor performed an on-site audit nor other test to check the accuracy of the information provided by the Issuer/Borrower. The accuracy, comprehensiveness and trustworthiness of the information collected are a responsibility of the Issuer/Borrower. The Issuer/Borrower is fully responsible for attesting the compliance with its commitments defined in its policies, for their implementation and their monitoring. The opinion delivered by V.E neither focuses on the financial performance of the Bond/Loan, nor on the effective allocation of its proceeds. V.E is not liable for the induced consequences when third parties use this opinion either to make investments decisions or to make any kind of business

transaction. Restriction on distribution and use of this opinion: The deliverables remain the property of V.E. The draft version of the Second Party Opinion by V.E is for information purpose only and shall not be disclosed by the client. V.E grants the Issuer/Borrower all rights to use the final version of the Second Party Opinion delivered for external use via any media that the Issuer/Borrower shall determine in a worldwide perimeter. The Issuer/Borrower has the right to communicate to the outside only the Second Party Opinion complete and without any modification, that is to say without making selection, withdrawal or addition, without altering it in any way, either in substance or in the form and shall only be used in the frame of the contemplated concerned bond/loan(s) issuance. The Issuer acknowledges and agrees that V.E reserves the right to publish the final version of the Second Party Opinion on V.E' website and on V.E' internal and external communication supporting documents.

DISCLAIMER

© 2021 Vigeo SAS and/or its licensors and subsidiaries (collectively, “V.E”). All rights reserved.

V.E provides its customers with data, information, research, analyses, reports, quantitative model-based scores, assessments and/or other opinions (collectively, “Research”) with respect to the environmental, social and/or governance (“ESG”) attributes and/or performance of individual issuers or with respect to sectors, activities, regions, stakeholders, states or specific themes.

V.E’S RESEARCH DOES NOT ADDRESS NON-ESG FACTORS AND/OR RISKS, INCLUDING BUT NOT LIMITED TO: CREDIT RISK, LIQUIDITY RISK, MARKET VALUE RISK, OR PRICE VOLATILITY. V.E’S ASSESSMENTS AND OTHER OPINIONS INCLUDED IN V.E’S RESEARCH ARE NOT STATEMENTS OF CURRENT OR HISTORICAL FACT. V.E’S RESEARCH: (i) DOES NOT CONSTITUTE OR PROVIDE CREDIT RATINGS OR INVESTMENT OR FINANCIAL ADVICE; (ii) IS NOT AND DOES NOT PROVIDE RECOMMENDATIONS TO PURCHASE, SELL, OR HOLD PARTICULAR SECURITIES; AND (iii) DOES NOT COMMENT ON THE SUITABILITY OF AN INVESTMENT FOR ANY PARTICULAR INVESTOR. V.E ISSUES ITS RESEARCH WITH THE EXPECTATION AND UNDERSTANDING THAT EACH INVESTOR WILL, WITH DUE CARE, MAKE ITS OWN STUDY AND EVALUATION OF EACH SECURITY THAT IS UNDER CONSIDERATION FOR PURCHASE, HOLDING, OR SALE.

V.E’S RESEARCH IS NOT INTENDED FOR USE BY RETAIL INVESTORS AND IT WOULD BE RECKLESS AND INAPPROPRIATE FOR RETAIL INVESTORS TO USE V.E’S RESEARCH WHEN MAKING AN INVESTMENT DECISION. IF IN DOUBT YOU SHOULD CONTACT YOUR FINANCIAL OR OTHER PROFESSIONAL ADVISER. V.E’S RESEARCH IS NOT INTENDED FOR USE BY ANY PERSON AS A BENCHMARK AS THAT TERM IS DEFINED FOR REGULATORY PURPOSES AND MUST NOT BE USED IN ANY WAY THAT COULD RESULT IN THEM BEING CONSIDERED A BENCHMARK.

ALL INFORMATION CONTAINED HEREIN IS PROTECTED BY LAW, INCLUDING BUT NOT LIMITED TO, COPYRIGHT LAW, AND NONE OF SUCH INFORMATION MAY BE COPIED OR OTHERWISE REPRODUCED, REPACKAGED, FURTHER TRANSMITTED, TRANSFERRED, DISSEMINATED, REDISTRIBUTED OR RESOLD, OR STORED FOR SUBSEQUENT USE FOR ANY SUCH PURPOSE, IN WHOLE OR IN PART, IN ANY FORM OR MANNER OR BY ANY MEANS WHATSOEVER, BY ANY PERSON WITHOUT V.E’S PRIOR WRITTEN CONSENT.

ALL INFORMATION CONTAINED HEREIN IS OBTAINED BY V.E FROM SOURCES BELIEVED BY IT TO BE ACCURATE AND RELIABLE. BECAUSE OF THE POSSIBILITY OF HUMAN OR MECHANICAL ERROR AS WELL AS OTHER FACTORS, HOWEVER, ALL INFORMATION CONTAINED HEREIN IS PROVIDED “AS IS” WITHOUT WARRANTY, EXPRESS OR IMPLIED, OF ANY KIND, INCLUDING AS TO THE ACCURACY, TIMELINESS, COMPLETENESS, MERCHANTABILITY OR FITNESS FOR ANY PARTICULAR PURPOSE. V.E IS NOT AN AUDITOR AND CANNOT IN EVERY INSTANCE INDEPENDENTLY VERIFY OR VALIDATE INFORMATION IT RECEIVES.

To the extent permitted by law, V.E and its directors, officers, employees, agents, representatives, licensors and suppliers (together, “V.E Parties”) disclaim liability to any person or entity for any (a) indirect, special, consequential, or incidental losses or damages, and (b) direct or compensatory losses or damages caused to any person or entity, including but not limited to by any negligence (but excluding fraud, willful misconduct or any other type of liability that, for the avoidance of doubt, by law cannot be excluded); on the part of, or any contingency within or beyond the control of any V.E Party, arising from or in connection with the information contained herein or the use of or inability to use any such information.